

監掲示第2号

## 保税工場の許可期間の更新について

関税法第61条の4において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和2年1月10日

大阪税関長 中山峰孝

記

被許可者の氏名又は名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	更新した期間
味覚糖株式会社 大阪府大阪市中央区神崎町4番12号	味覚糖株式会社 奈良工場 奈良県大和郡山市今国府町 137番5、123番9、123番3	自 令和2年2月 1日 至 令和8年1月 31日